

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：セーフティネットと法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>本分科会は、自然災害や経済危機が雇用や社会生活に大きな影響を与えている中で、雇用や多様な働き方におけるセーフティネットの再構築を法的側面から検討することを目的としている。今期の重点は、現在進行しているコロナ禍（新型コロナウイルス感染の拡大）について、現状分析、法的課題、その解決方策、とりわけ立法政策について分析・検討したい。対象分野は、雇用、社会保障、教育、その他の市民社会・生活であり、法分野としては憲法、労働法、社会保障法、教育法、ジェンダー法などが対象となるが、他の関連分野の協力も得たいと考えている。</p> <p>今までもこのテーマについて分析してきたが、残念ながら提言までつながらなかった。今期は、提言に結びつく検討を行いたい。</p>
4	審議事項	ポスト・コロナに向けた働き方とセーフティネットの在り方についての検討と具体的な提言
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	<p>※事実上24期からの継続</p> <p>24期「セーフティ・ネットとあり方を考える」分科会</p>